

瀬戸まちの課題解決応援補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市における社会課題を解決するために市民が行う自由で自発的な公益活動（以下「課題解決活動」という。）及び市民と市等との協働により行われる課題解決活動を推進するため、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民活動」とは、公益を目的とした非営利で地域社会の発展に役立つ別表1に掲げる分野の活動をいう。

2 この要綱において「市民活動団体」とは、次の各号の全てに該当する団体をいう。

- (1) 市民活動を行っていること。
- (2) その市民活動が、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするものでないこと。
- (3) その市民活動が、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。
- (4) その市民活動が、特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(交付対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる市民活動団体（以下「交付対象団体」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 定款、規約、会則等を有していること。
- (2) 5人以上で構成され、1人以上が市内在住であること。
- (3) 市民活動団体の活動範囲に瀬戸市が含まれること。
- (4) 市民活動団体が、暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 市民活動団体又は当該団体を構成する者が、暴力団又は暴力団員（瀬戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と密接な関係を有しないこと。
- (6) 暴力団員が、市民活動団体の役員となっていないこと。

(7) 特定非営利活動法人又は法人格のない任意団体であること。

(交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 別表1に掲げる分野のいずれかに該当する活動を実施する事業であること。
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当する課題解決活動を実施する事業であること。

ア はじめの一步活動部門

1 回目の交付申請時に市民活動開始後3年以内の団体であって、まちづくりの第一歩を踏み出そうとしている団体が企画実施する課題解決活動

イ テーマ型協働活動部門

市が提示する社会課題のテーマについて、市民活動団体と市が協働で取り組む課題解決活動

- (3) 事業の効果が広く市内に及ぶ事業であること。
- (4) 不特定多数の市民の利益の増進に寄与する非営利の事業であること。
- (5) 補助金の交付決定の日から当該決定の日の属する年度の2月末日までの期間において実施する事業であること。

(交付基準等)

第5条 市長は、予算の範囲内で、第7条に規定する審査の結果に基づき、別表2により補助金を交付するものとし、100円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てた額とする。

2 交付の対象とならない経費等については別表3のとおりとする。

3 前2項の規定に関わらず、交付対象事業が国、県、市並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益法人から他制度による補助、助成又は委託を受けている場合は、次条の規定による交付申請（以下「交付申請」という。）をすることができない。ただし、交付申請に係る事業と他の補助金、助成金又は委託料とが会計上明確に区分できる場合はこの限りでない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象団体は、市が定める期間内に瀬戸まちの課題解決応援補助金交付申請書（様式第1-1号）及び同意書（様式第1-2号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 交付申請をすることができる件数は、1団体につき年度内1件とする。ただし、第8条第1項の規定による交付決定を受けなかったものはこの限りでない。

3 第4条第2号アのはじめの一步活動部門を交付対象事業として交付申請をすることができる回数は、2回目（2年目）までとする。ただし、2回目は1回目の交付申請から2年連続する場合でなければならない。

4 過去に第4条第2号イのテーマ型協働活動部門の補助金の交付を受けている市民活動団体は、同号アのはじめの一步活動部門の補助金の交付申請をすることはできない。

（審査）

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、補助金の交付の適否及び補助金額について審査するものとする。

2 市長は、前項の審査に際しては、別に定める瀬戸まちの課題解決応援補助金審査要領(令和3年12月20日施行)に基づく審査の結果を尊重するものとする。

（交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条第1項の審査の結果、補助金の交付を決定したときは、瀬戸まちの課題解決応援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該交付申請をした交付対象団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際して必要な条件を付することができる。

3 市長は、前条第1項の審査の結果、補助金の不交付を決定したときは、瀬戸まちの課題解決応援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該交付申請をした交付対象団体に通知するものとする。

4 第1項の交付決定を受けることができる件数は、1団体につき年度内1件とする。

（請求及び交付）

第9条 補助金の交付決定を受けた交付対象団体（以下「交付決定団体」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 瀬戸まちの課題解決応援補助金請求書（様式第4号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（変更承認申請）

第10条 交付決定団体は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助決定事業」という。）の内容を変更し、交付決定を受けた補助金額を減額しようとするときは、あらかじめ、瀬戸まちの課題解決応援補助金変更承認申請書（様式第5号）を市

長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前項ただし書の軽微な変更とは、補助決定事業の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の一部の変更で、補助金の交付対象となる経費の総額の20%以内のものをいう。ただし、補助金額に変更が生じる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の承認に当たり、必要に応じ条件を付し、又は既に付された条件を変更することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による申請を承認したときは、瀬戸まちの課題解決応援補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請をした交付決定団体に通知するものとする。

（中止の届出）

第11条 交付決定団体は、補助決定事業を中止しようとするときは、瀬戸まちの課題解決応援補助金中止届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（中間報告）

第12条 交付決定団体は、補助決定事業の進捗状況の報告のため、市が別に定める期限までに、瀬戸まちの課題解決応援補助金中間報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 交付決定団体は、補助決定事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は当該完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに瀬戸まちの課題解決応援補助金実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 交付決定団体は、補助決定事業に係る経費について明確にするとともに補助決定事業の完了した日の属する年度終了後5年間、この要綱による補助金に関する全ての書類を保存しなければならない。

（補助金額の確定）

第14条 市長は、前条第1項の報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金額を確定し、瀬戸まちの課題解決応援補助金確定通知書（様式第10号）により交付決定団体に通知するものとする。なお、確定した補助金額に100円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てた額とする。

（交付決定の取消及び返還）

第15条 市長は、交付決定団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若

しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令及び本要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定又は変更承認に際して付した条件に違反したとき。
- (3) 不正な手段により補助金の交付決定若しくは補助金の交付を受けたとき、又はその事実が判明したとき。
- (4) 補助決定事業の執行方法が不適當と認められたとき。
- (5) 第 11 条の規定による届出があったとき。

(精算)

第 16 条 市長は、第 14 条の規定により確定した補助金額が、第 8 条の規定により交付決定した補助金額に満たないときは、交付決定団体に対し、その差額について期限を定めて返還を命じ、精算するものとする。

(遅延損害金)

第 17 条 交付決定団体は、第 15 条又は前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た額を遅延損害金として市に納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、遅延損害金の全部又は一部を免除することができる。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条、第 4 条関係）

1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	観光の振興を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7	環境の保全を図る活動
8	災害救援活動
9	地域安全活動
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11	国際協力の活動
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13	子どもの健全育成を図る活動
14	情報化社会の発展を図る活動
15	科学技術の振興を図る活動
16	経済活動の活性化を図る活動
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18	消費者の保護を図る活動
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20	前各号に掲げるもののほか、市長が認める活動

別表 2（第 5 条関係）

課題解決活動の部門	補助金交付率	補助金の 上限金額
はじめの一步活動	交付対象経費の 10分の10	8万円
テーマ型協働活動	交付対象経費の 10分の10	当該年度の予算額を第4条第2号イに規定する社会課題のテーマの数で除した金額

別表 3（第 5 条関係）

1 交付の対象とならない経費

- (1) 市民活動団体の運営のための経常的経費及び懇親会費
- (2) 市民活動団体の構成員に対する人件費及び謝礼（ただし、専門知識を有する市民活動団体の構成員が、当該専門知識を必要とする活動を実施する場合を除く。）
- (3) その他当該交付対象事業の実施に係る直接経費と認められない経費

2 交付対象経費から差し引くもの

- (1) 交付対象事業の実施における入場料、参加費その他これらに類する収入
- (2) 交付対象事業の実施に伴う売上等の収入

3 備品費の計上について

備品購入が事業に必要不可欠なものと判断される場合のみ認める。備品費の計上は、次の全てを満たすこととする。

- (1) 1 品目につき 3 万円を上限とする。ただし、補助金額が 6 万円未満である交付対象事業の備品費については、1 品目につき補助金額の 2 分の 1 を上限とする。
- (2) 備品費総額については、交付対象経費の 5 分の 1 又は補助金額の 2 分の 1 のうち低い金額を上限とする。ただし、交付対象経費が 1 5 万円未満である交付対象事業については、3 万円又は補助金額の 2 分の 1 のうち低い金額を上限とする。